

○軽井沢町環境基本計画策定等検討部会設置要綱

(設置)

第1条 軽井沢町環境基本条例（令和3年輕井沢町条例第8号）第10条第3項の規定により軽井沢町自然保護審議会（以下「審議会」という。）が軽井沢町環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）に係る意見を述べるに当たり、専門的見地から環境基本計画についての検討（調査、分析等を含む。以下同じ。）を行うため、軽井沢町自然保護審議会条例（昭和48年輕井沢町条例第24号）第8条第1項の規定により、審議会に軽井沢町環境基本計画策定等検討部会（以下「部会」という。）を置く。

(任務等)

第2条 部会は、環境基本計画の策定又は変更（以下「策定等」という。）について、審議会の会長の求めに応じて、専門的見地から検討し、その結果を審議会の会長に報告する。

(諮問による検討等)

第3条 審議会の会長は、環境基本計画の策定等について町長から諮問されたときは、部会に当該策定等に係る検討をさせるものとする。

2 審議会の会長は、前項の検討に係る報告を受けたときは、審議会における環境基本計画の策定等に関する調査審議に当たり、その報告が尊重されるよう努めるものとする。

(組織)

第4条 部会は、次の各号に掲げる者10人以内で組織する。

- (1) 軽井沢町自然保護審議会条例第3条第2項に規定する審議会の委員
- (2) 軽井沢町自然保護審議会条例第7条第2項に規定する専門委員

(任期)

第5条 部会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、部会に属する委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員以外の出席)

第6条 部会長は、必要があると認めるときは、部会に属する委員以外の者を部会の会議に出席させることができる。

(事務の所管)

第7条 部会の事務は、環境課が行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。